

## わが国の 安全保障・防衛政策

第1章 安全保障と防衛の基本的考え方

第2章 国家安全保障戦略などの「三文書」

第3章 ) 防衛力整備と予算

第4章 安全保障と防衛を担う組織

第5章 自衛隊の行動に関する枠組み

# 安全保障と防衛の 基本的考え方

### 第1節 安全保障を確保する方策

国家の独立は、国が政治、経済、社会のあり方を自ら決定し、その文化、伝統や価値観を保つため、守らなければならないものである。また、平和と安全は、国民が安心して生活し、国が繁栄を続けていくうえで不可欠のものである。しかしながら、自らの主権と独立の維持はわが国自身の主体的、自主的な努力があって初めて実現するものである。

国民の命や暮らしを守り抜くうえで、まず優先されるべきは、積極的な外交の展開である。自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値や原則を重視しつつ、わが国と基本的な価値や利益を共にする米国との間の日米同盟<sup>1</sup>を基軸とし、同志国との連携、多国間協力を推進していくことが不可欠である。

同時に、外交には、裏付けとなる防衛力が必要である。 戦略的なアプローチとして、自由で開かれたインド太平 洋 (FOIP) のビジョンのもとでの外交を展開するととも Free and Open Indo-Pacific に、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化などを進 めていく。

一方、今やどの国も一国では自国の安全を守ることは

できない。そのため、同盟国や同志国などと協力・連携 を深めていくことが不可欠である。

わが国にとって望ましい安全保障環境を創出し、脅威 の発生を予防する観点から、インド太平洋地域や国際社 会の一員としての協力などの分野で防衛力が果たす役割 の重要性は増している。

わが国は、このような防衛力の役割を認識したうえで、外交や経済などの分野も含め、様々な分野における努力を尽くすことにより、わが国の安全を確保するとともに、インド太平洋地域、ひいては世界の平和と安全を目指している。

■ 参照 図表 II -3-1 (自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) ビジョンにおける防衛省の取組 (イメージ))、2章2

節「解説」(反撃能力)

#### **SEY WORD**

#### FOIP

2016年8月、安倍内閣総理大臣(当時)が提唱した、自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの連接性を向上させ、地域全体の安定と繁栄の促進を目指す考え方。

## 第2節 憲法と防衛政策の基本

#### 憲法と自衛権

わが国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてきた。恒久の平和は、日本国民の念願である。この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いている。もとより、わが国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。政府

は、このようにわが国の自衛権が否定されない以上、その 行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持 することは、憲法上認められると解している。

このような考えに立ち、わが国は、憲法のもと、専守 防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織とし ての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図って きている。

<sup>1</sup> 一般的には、日米安保体制を基盤として、日米両国がその基本的価値や利益をともにする国として、安全保障面をはじめ、政治や経済の各分野で緊密に 協調・協力していく関係を意味する。